

はじめに



坂城町では、平成27年3月に「地域みんなで子育てサポート」を基本理念に、「坂城町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関わる基本的方向や事業の概要を明らかにするとともに、子どもや子育て支援対策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。

その後も急速な少子化・核家族化の進行等の傾向は依然として続いており、共働き家庭の増加、就学児童の放課後の居場所、地域つながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境は多様化してきています。

令和元年10月に始まった幼児教育・保育の無償化実施など、国では子育て支援の様々な政策が進められているところですが、本町においても、これまで進めてきた取り組みを継承しつつ、社会状況の変化に対応する子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、「坂城の子は坂城で育てる」のスローガンのもと、切れ目のない支援による子育て環境のさらなる充実を目指すため、「第2期 坂城町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画策定にあたり、ニーズ調査に協力していただいた子育て家庭の皆さま、計画策定にご尽力いただいた坂城町子ども・子育て支援事業計画策定委員の皆さまに深く感謝申し上げます。

今後とも町民の皆さまには、坂城町の子育て支援の推進に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

坂城町長 山村 弘

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	4
4	計画の期間	4
5	SDGsの視点	5

第2章 計画策定の背景

1	人口・世帯・人口動態	7
	(1) 少子化等の状況	7
2	教育・保育・施設の状況	12
	(1) 保育園の利用状況	12
	(2) 幼稚園の利用状況	12
3	事業の実施状況	13
	(1) 保育サービス	13
	(2) 児童健全育成	14
	(3) 子育て支援	14
4	ニーズ調査の概況	15
	(1) 調査の実施状況	15
	(2) 調査結果の概要＜就学前児童＞	16
	(3) 調査結果の概要＜就学児童＞	21

第3章 計画の基本的な方針

1	基本理念	27
2	現状と課題	28
3	基本的な視点	30
4	基本目標	31

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1	「幼児期の教育・保育」に関する見込み等	35
	(1) 1号認定（3歳以上保育の必要なし）	35
	(2) 2号認定（3歳以上保育の必要あり）	36
	(3) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）	36

2 「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等	38
（1）利用者支援事業	39
（2）地域子育て支援拠点事業	39
（3）妊婦健康診査	40
（4）乳児家庭全戸訪問事業	40
（5）養育支援訪問事業	40
（6）子育て短期支援事業	41
（7）ファミリー・サポート・センター事業	42
（8）一時預かり事業	43
（9）時間外保育事業（延長保育事業）	44
（10）病児・病後児保育事業	44
（11）放課後児童クラブ	45
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業	46
（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	46

第5章 施策の展開

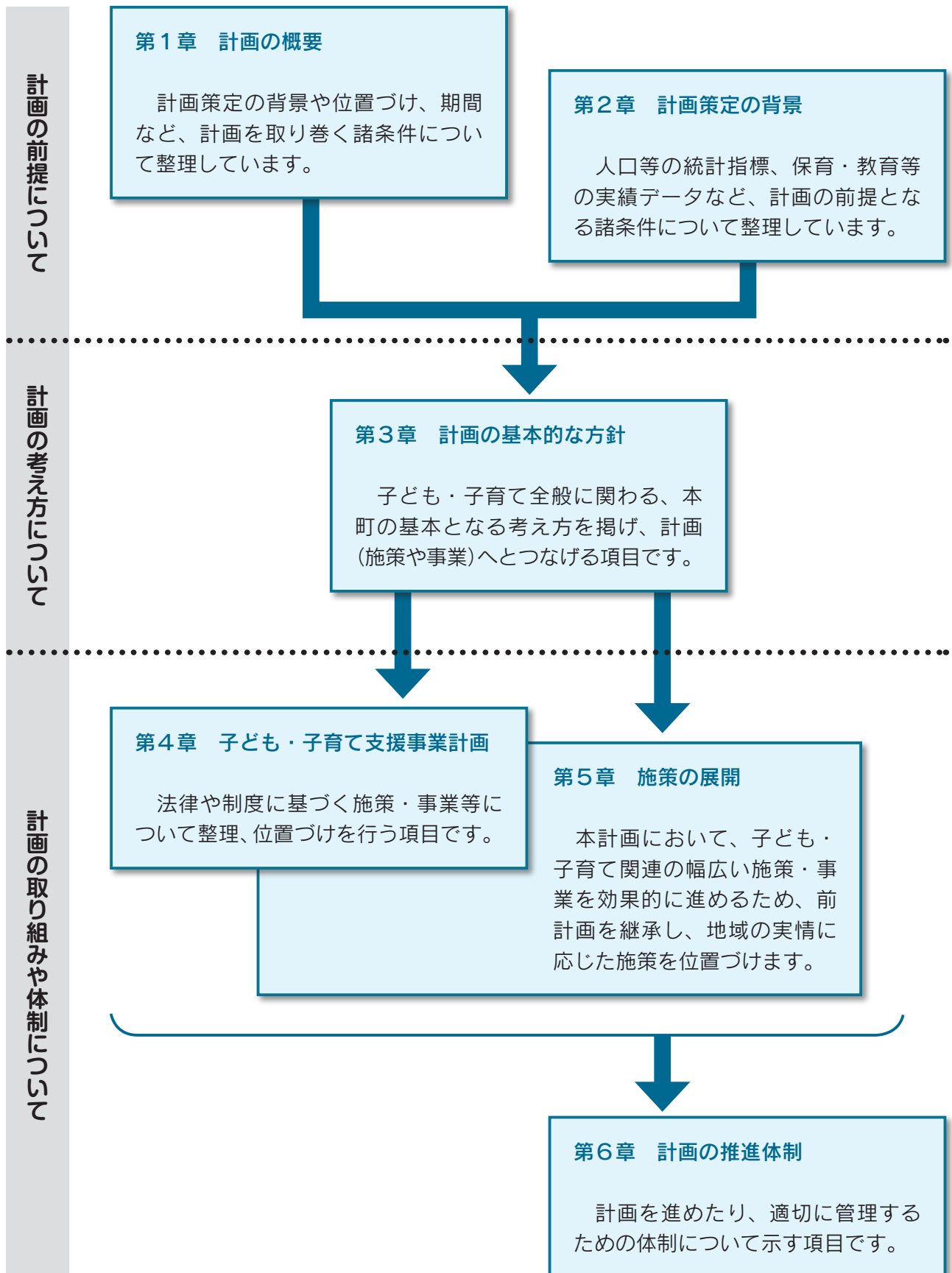
基本目標1 子どもの健やかな成長と豊かな心をはぐくむ環境づくりに努めます	47
施策1 妊娠・出産・子育て期の支援	47、48～51
施策2 幼児期の教育・保育環境の整備	47、52～53
施策3 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応	47、54
基本目標2 子どもや家庭を切れ目なく支援します	55
施策1 幼保小中の連携体制の強化	55～56
施策2 障がい等の早期発見と相談支援	55、57
施策3 経済的負担の軽減	55、58
基本目標3 安心して子育てができる体制を整えます	59
施策1 児童館の利用促進	59～60
施策2 相談体制の充実と地域で支え合う体制づくり	59、61～63
施策3 子ども・青少年の育成	59、64～65

第6章 計画の推進体制

計画の推進体制	67
---------	----

<本計画の目次構成フロー>

本計画の目次として構成する各章は、それぞれ、次のような内容や関係性を持つものです。



計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年の急速な少子化、核家族化の進行等は、子どもや家庭を取り巻く環境に大きな変化をもたらしています。少子化の進行は、今後、生産年齢人口の減少による労働力人口の減少、経済成長の低下をもたらすと言われ、高齢化が一段と進む中、社会保障分野での現役世代の負担増加などが懸念されています。

また、共働き世帯の増加等による多様な教育・保育ニーズの増加など、近年、子どもや子育てをめぐる環境にはさまざまな変化が見られます。

こうしたなか、平成24年（2012年）8月に、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から本格的にスタートいたしました。

当町でも、平成27年度からの5年間を計画期間として、「坂城町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する事業を推進してきました。

また、町の最上位計画である坂城町第5次長期総合計画「人がともに輝く ものづくりの町 ～共生の明日 自然・人・産業～」の方向性も踏まえ、引き続き、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けた取り組みを進めるため、新たな「第2期 坂城町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

また、国の施策でもあります幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや家族、暮らしのあり方をめぐる状況が変化しており、ライフスタイルの多様化を踏まえ、子育て、就労、暮らしなどに関する当事者の視点に立った支援を考えていくことが重要となります。

こうしたことから、本町においても、これまで進めてきた取り組みを継承しつつ、社会状況の変化に対応する子ども子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけ、子ども・子育てに関わる全ての機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって、子どもや子育て支援を総合的かつ計画的に推進するものです。

また、本計画の策定にあたっては、上位計画である「第5次長期総合計画」を踏まえるとともに、関連分野の個別計画、県の関連計画との整合性を図るものとします。

なお、急速な少子化の進行、並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策推進法に定める「次世代育成支援行動計画（市町村行動計画）」としての性格も有するものです。

坂城町第5次長期総合計画における、子ども・子育てに関わる主な方向性や取り組み

基本方針	節／項目	目標達成の取り組み
第2章 ともに生きる 福祉と健康の まちづくり (福祉・保健・医療)	第3節 次代へつなぐ 児童福祉	1 乳幼児期の多様な子育てニーズへの対応と子育て支援（少子化対策） (1) 多様な保育ニーズへの対応と保育内容の充実 (2) 子育て支援の推進とネットワーク化 (3) 特色ある保育園づくりの推進 (4) 仕事と子育ての両立のための環境整備 2 学童期の健全育成サービスの充実 (1) 児童館における子育て支援サービスの充実 (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）の実施 3 子育ての総合的な相談窓口の設置と専門機関との連携 (1) 子育て支援センターの充実 (2) 虐待防止に向けた関係機関との連携 4 子育てに係る費用の支援
第5章 創造性と人間性を育むまちづくり (教育・文化)	第2節 家庭とつなぐ 幼児教育	1 健全な家庭づくりの推進 2 小学校との連携強化 3 地域と連携した幼児教育の推進
第5章 創造性と人間性を育むまちづくり (教育・文化)	第9節 青少年を育むまちづくり	1 地域に根ざした育成活動の推進 (1) 青少年の多様な学習・体験活動の推進 (2) 社会環境浄化活動の推進 2 人材（人財）の養成、確保 (1) 指導者の養成 (2) 創造性と社会性のある青少年育成の推進 3 明るい家庭づくりの推進

〈本計画の根拠となる法の基本理念〉

◆子ども・子育て支援法◆

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

◆次世代育成支援対策推進法◆

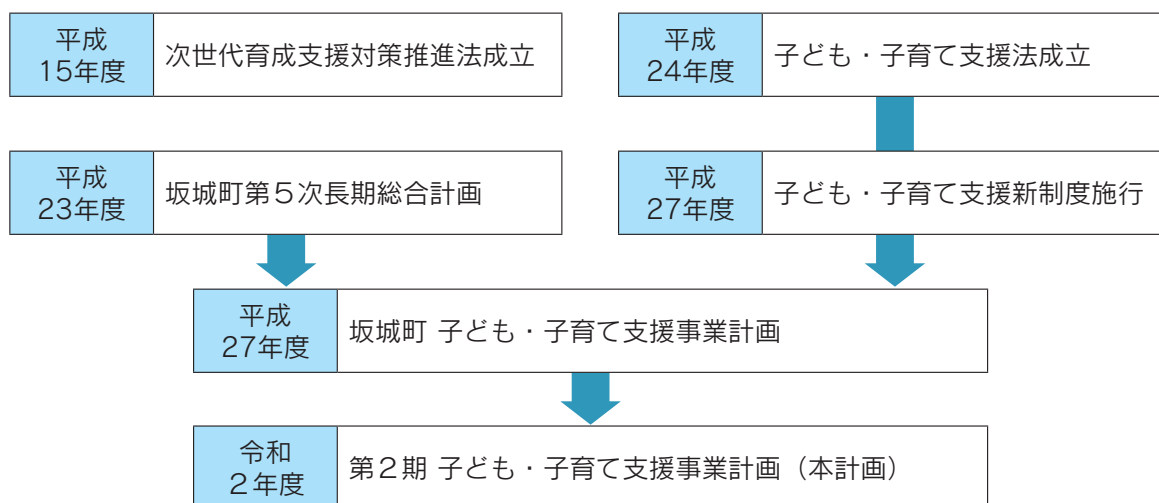
(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

(市町村計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

〈関連法制度の変遷と町における関連計画の策定経過〉



3 計画の対象

この計画の施策・事業の主な対象は、坂城町に居住し、児童福祉法における「児童（0～18歳未満）」と子育て家庭、地域で子育て支援に携わるすべての主体（町民、各種機関・団体、民間企業等）とします。

なお、本町の子ども・子育て支援に関する基礎的データを収集するため、就学前児童及び小学校3年生までの保護者を対象とするニーズ調査を平成30年度に実施しました。

4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を期間とします。

なお、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

◆計画の期間

年度	平成 27 年度	28	29	30	令和 元 年度	2	3	4	5	6	7
第1期坂城町 子ども・子育て 支援事業計画											
本計画					見 直 し						

※令和6年度に見直し（改定）予定

5 SDGsの視点

SDGs（エスディージーズ）とは、英語の頭文字（Sustainable Development Goals）からとった言葉です。国連において2015年（平成27年）に採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」として掲げられた、国際的な目標となっています。2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までを期間としています。

「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な成果を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

これらの目標は、世界各国や地球環境全般に関わる、共通かつ普遍的な課題です。また、持続可能という点では、次世代へとつながる子どもや子育てを支援する本計画とも共通した考え方であると言えます。

そのため、本計画の策定・推進にあたっては、SDGsとして掲げられた理念や目標についても踏まえた上で、次代を展望する取り組みを位置づけるものとします。

（本計画の第5章「施策の展開」では、3つの基本目標に基づく施策における、SDGsとの関係性についても記載しています。）



1 人口・世帯・人口動態

(1) 少子化等の状況

① 人口の動向、世帯数

本町の人口は減少傾向にあり、平成2年には1万6千人台だった人口は、平成27年には14,871人となっています。また、世帯数は増加または横ばい傾向での推移となっており、平成27年には5,466世帯となっています。

一世帯あたりの人数（平均世帯人員）は、緩やかに減少を続けており、平成2年の3.52人から、平成27年には2.72人／世帯となっています。

●総人口・世帯数・平均世帯員数の推移

	総人口	世帯数	平均世帯員数
平成2年	16,632	4,721	3.52
平成7年	16,776	5,169	3.25
平成12年	16,830	5,431	3.10
平成17年	16,463	5,542	2.97
平成22年	15,730	5,501	2.86
平成27年	14,871	5,466	2.72

資料：国勢調査

② 人口動態

出生・死亡や転入・転出といった本町の人口動態を見ると、出生数を死亡数が上回る「自然減」が続く一方、ここ数年、転入者の増加により、転入数が転出数を上回る「社会増」へと転じています。全体として人口減少の傾向ではあるものの、社会増によって人口減少の幅は緩やかになっているとも見ることができます。

●人口動態

(単位：人)

	出生数	死亡数	自然増減	転入数	転出数	社会増減	人口増減
平成15年	131	147	-16	726	776	-50	-66
平成16年	126	151	-25	696	770	-74	-99
平成17年	121	179	-58	734	692	42	-16
平成18年	132	152	-20	708	728	-20	-40
平成19年	139	199	-60	642	749	-107	-167
平成20年	124	203	-79	625	734	-109	-188
平成21年	99	170	-71	576	737	-161	-232
平成22年	109	183	-74	481	584	-103	-177
平成23年	116	194	-78	485	558	-73	-151
平成24年	91	237	-146	463	570	-107	-253
平成25年	95	198	-103	429	518	-89	-192
平成26年	96	192	-96	429	518	-89	-185
平成27年	81	229	-148	481	496	-15	-163
平成28年	80	184	-104	513	534	-21	-125
平成29年	74	192	-118	550	495	55	-63
平成30年	82	202	-120	592	581	11	-109

資料：住民基本台帳

③ 将来の子ども人口

本計画の前提となる、子ども世代の将来人口については、次のように想定しています。

●将来子ども人口

(単位：人)

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	74	72	70	69	67
1歳	80	78	76	75	73
2歳	83	83	81	79	78
3歳	80	85	85	83	81
4歳	95	81	86	86	84
5歳	98	95	81	86	86
6歳	100	98	96	82	87
7歳	105	100	98	95	82
8歳	100	104	99	97	94
9歳	114	100	105	100	98
10歳	114	114	101	105	100
11歳	102	114	115	101	105

(計画策定に伴い算出した推計値)

④ 年齢区分別人口の動向

本町の人口を年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の3区分別に見ると、年少人口及び生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加しており、少子高齢化が進んでいる様子がうかがえます。人口全体に占める割合についても同様であり、子どもや働く世代の人口比が減る一方、高齢者人口の割合は増加が続いています。

●年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

		0-14歳	15-64歳	65歳以上	年齢不詳
実 数	平成7年	2,570	11,044	3,162	-
	平成12年	2,436	10,803	3,590	1
	平成17年	2,248	10,220	3,995	-
	平成22年	2,029	9,150	4,544	7
	平成27年	1,796	8,113	4,925	37
構成比	平成7年	15.3%	65.8%	18.8%	-
	平成12年	14.5%	64.2%	21.3%	0.0%
	平成17年	13.7%	62.1%	24.3%	-
	平成22年	12.9%	58.2%	28.9%	0.0%
	平成27年	12.1%	54.6%	33.1%	0.2%

資料：国勢調査

⑤ 労働力や就業の状況

男女別の就業状況や、産業別就業者数については、次のとおりとなっています。

近年女性の就業者数は増加の傾向にあり、これからの少子高齢社会においては、ますます女性労働力への期待が高まっています。本町でも女性のさらなる社会参加や就業意向の増加などが今後進んでいくことも考えられます。

●労働力状態別就業者数

(単位：人)

		総数 (15歳以上)	労働力人口			非労働力人口				不詳
				就業者	完全 失業者		家事	通学	その他	
実数	総数	13,038	7,799	7,516	283	5,194	1,793	595	2,806	45
	男性	6,385	4,493	4,303	190	1,865	207	298	1,360	27
	女性	6,653	3,306	3,213	93	3,329	1,586	297	1,446	18
構成比	総数	100.0%	59.8%	57.6%	2.2%	39.8%	13.8%	4.6%	21.5%	0.3%
	男性	100.0%	70.4%	67.4%	3.0%	29.2%	3.2%	4.7%	21.3%	0.4%
	女性	100.0%	49.7%	48.3%	1.4%	50.0%	23.8%	4.5%	21.7%	0.3%

資料：平成27年国勢調査

●産業分類別就業者数

(単位：人)

		総数	男性	女性
実数	総数	7,516	4,303	3,213
	第1次産業	566	342	224
	第2次産業	3,312	2,300	1,012
	第3次産業	3,203	1,442	1,761
	分類不能	435	219	216
構成比	総数	100.0%	100.0%	100.0%
	第1次産業	7.5%	7.9%	7.0%
	第2次産業	44.1%	53.5%	31.5%
	第3次産業	42.6%	33.5%	54.8%
	分類不能	5.8%	5.1%	6.7%

資料：平成27年国勢調査

2 教育・保育・施設の状況

第2章

計画策定の背景

(1) 保育園の利用状況

坂城町の利用状況をみると、利用児童数は横ばい傾向にあります。

令和2年1月1日現在の利用人数は3園で330人です。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
南条保育園	144	147	165	166
坂城保育園	86	97	88	89
村上保育園	82	80	92	91
合 計	312	324	345	346

(各年度3月31日現在の人数)

(2) 幼稚園の利用状況

坂城町には私立幼稚園が1つあります。利用状況をみると、利用児童数は横ばい傾向にあります。

令和2年1月1日現在の利用人数は51人です。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
坂城幼稚園	71	57	54	50

(各年度3月31日現在の人数)

3 事業の実施状況

(1) 保育サービス

○通常保育

公立保育園を運営し、保育に欠ける家庭の子どもを受け入れています。

○時間外保育

保護者の就労形態の多様化に対応するため、時間外保育を行っています。

- ・ 南条保育園：7時30分～8時30分、16時30分～19時30分
- ・ 坂城・村上保育園：7時30分～8時30分、16時30分～19時

○乳児保育

保育に欠ける6カ月からの乳児を南条・村上保育園で受け入れています。

満1歳児からの乳児を坂城保育園で受け入れています。

○加配保育

集団保育が可能な程度の障がいを持つ子どもの発達を促進するため、保育園において加配保育士を配置しています。

○一時預かり事業

保護者の冠婚葬祭、疾病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童を預かります。

○広域入所保育

保護者の勤務等の都合により、坂城町の子どもを他市町村の保育園へ委託し、就労家庭の利便性を図っています。

(2) 児童健全育成

○児童館運営事業

子ども等に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、健全育成を支援しています。

○放課後児童健全育成事業

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校6年生までの子どもを対象に、放課後児童館で適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を支援しています。

(3) 子育て支援

○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域の子育て中の親子の交流促進や、臨床心理士・家庭児童相談員による育児相談を実施しています。また、ボランティアの養成・子育てサークルの育成等、地域における子育て支援の人材育成を図るとともに、子育ての総合相談窓口として相談体制の充実と、子育ての孤立感・子育て家庭の負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組みを推進しています。

○乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヵ月を迎えるまでの全世帯の乳児と保護者に対して、保健師が自宅を訪問し、乳児の発育状態の確認、保護者の健康・育児相談及び子育てに関する情報提供を行います。また、適切なサービス提供が受けられるよう支援しています。

○ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の人や、仕事などで子どもの世話ができないときに、地域の人が応援する会員同士の相互援助活動です。子育てを応援してほしい人（依頼会員）と、子育てを応援したい人（提供会員）をセンター事務局が紹介し、子育て家庭の利便性を図っています。（H22年度から社会福祉協議会で実施）

○要保護児（者）対策地域協議会

児童虐待の早期発見と防止のため、各関係機関等と連携を図り、家庭への総合的な支援を図っています。

4 ニーズ調査の概況

(1) 調査の実施状況

子育て家庭や子どもの生活実態、要望等を把握するため、坂城町在住の就学前児童の保護者及び就学児童の保護者を対象とした子ども・子育てに関するニーズ調査を実施しました。

調査実施の概要については、以下のとおりです。

- 調査期間 平成31年2月28日～平成31年3月11日

調査対象の母数と抽出方法、調査内容等

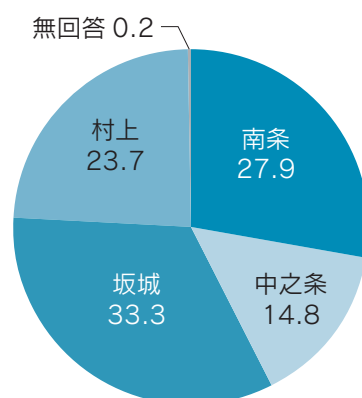
就学前児童調査	
調査対象者	町内に居住する就学前児童の保護者
抽出方法	住民基本台帳から対象未就学児を抽出
調査方法	保育園を通じた配布・回収 並びに郵送法（配布、回収）
配布件数	623件
有効回収件数	438件
有効回収率	70.3%
就学児童調査	
調査対象者	町内に居住する就学児童の保護者
抽出方法	1～3年生小学校児童（保護者）
調査方法	小学校を通じた配布・回収 並びに郵送法（配布、回収）
配布件数	328件
有効回収件数	290件
有効回収率	88.4 %

(2) 調査結果の概要＜就学前児童＞

居住地区

	回答数	割合(%)
南条	122	27.9
中之条	65	14.8
坂城	146	33.3
村上	104	23.7
無回答	1	0.2
回答者総数(%ベース)	438	100.0

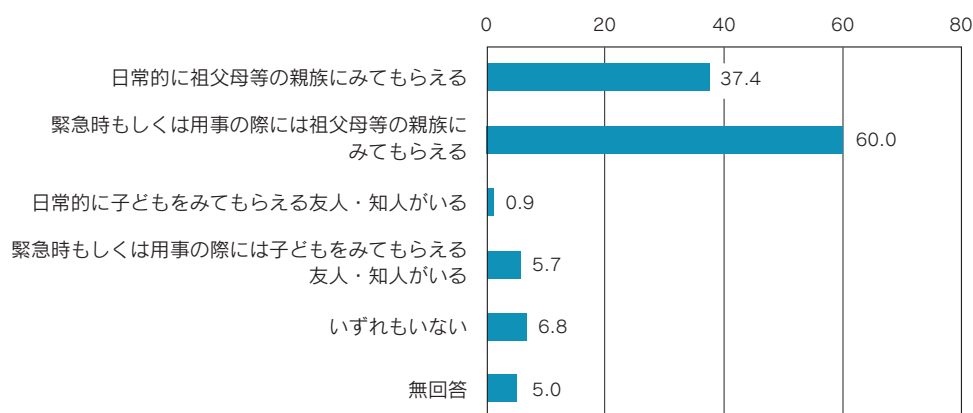
お住まいの地区（総数438、単位%）



① 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人の有無

	回答数	割合(%)
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	164	37.4
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	263	60.0
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	4	0.9
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	25	5.7
いずれもない	30	6.8
無回答	22	5.0
回答者総数（%ベース）	438	100.0

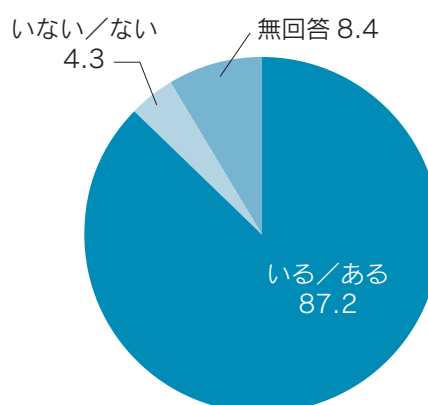
日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人（総数438、複数回答、単位%）



② 気軽に子育ての相談ができる人の有無

	回答数	割合(%)
いる/ある	382	87.2
いない/ない	19	4.3
無回答	37	8.4
回答者総数(%ベース)	438	100.0

お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、
気軽に相談できる人（総数438、単位%）



③ 子育ての相談先

	回答数	割合(%)
祖父母等の親族	322	84.3
友人や知人	278	72.8
近所の人	11	2.9
子育て支援施設（坂城町子育て支援センター、児童館等）・NPO	56	14.7
保健所・保健センター	43	11.3
保育士	157	41.1
幼稚園教諭	39	10.2
民生委員・児童委員	1	0.3
かかりつけの医師	25	6.5
町の子育て関連窓口	4	1.0
その他	12	3.1
無回答	0	0.0
回答者総数（%ベース）	382	100.0

① 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等親族にみてもらえる」の割合が最も高く、つづいて「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が多く、合算すると全体の約97%を占めています。平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられませんが、町内もしくは近隣に親族がいて援助をうけることができる状態であることがわかります。

② 気軽に子育ての相談ができる人の有無について、「いる/ある」と回答した人の割合は、87.2%で、平成25年度調査時と同じでした。

③ 子育ての相談先については、最も多いのが「祖父母等の親族」で、次いで「友人や知人」、3番目に多いのが保育士の順になっています。平成25年度の調査時と順位は変わりませんが、3番目の保育士の割合が5.5%増加しています。

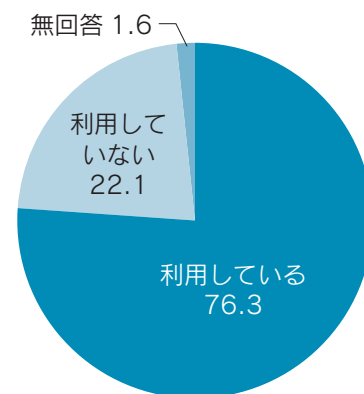
④ 母親や父親の就労状況

	母親		父親	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労している	110	25.1	379	86.5
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	28	6.4	3	0.7
パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労している	173	39.5	1	0.2
パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	20	4.6	0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	97	22.1	1	0.2
これまで就労したことがない	1	0.2	0	0.0
無回答	9	2.1	54	12.3
回答者総数(%ベース)	438	100.0	438	100.0

⑤ 定期的な教育・保育事業の利用の有無

	回答数	割合(%)
利用している	334	76.3
利用していない	97	22.1
無回答	7	1.6
回答者総数(%ベース)	438	100.0

お子さんの現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業(幼稚園や保育園など)」の利用の有無(総数438、単位%)



⑥ 定期的な教育・保育事業の利用の有無

	回答数	割合(%)
幼稚園	63	18.9
幼稚園の預かり保育	18	5.4
認可保育所(南条・坂城・村上保育園等)	265	79.3
認定こども園	0	0.0
小規模な保育施設	0	0.0
家庭的保育	0	0.0
事業所内保育施設	1	0.3
自治体の認証・認定保育施設	1	0.3
その他の認可外の保育施設	3	0.9
居宅訪問型保育	1	0.3
ファミリー・サポート・センター	0	0.0
その他	3	0.9
無回答	0	0.0
回答者総数(%ベース)	334	100.0

④ 母親や父親の就労状況について、母親の就労で「フルタイム・パート・アルバイト等」、現在就労していると回答した割合は、平成25年度調査と比較していずれも高くなっています。

⑤⑥ 定期的な教育・保育事業の利用の有無について、「利用している」と回答した割合は76.3%で、平成25年度調査と比較し9.8%増加していて、「利用していない」と回答した割合は22.1%で11.1%減少しています。

また、教育・保育事業の利用施設は、「認可保育所」が79.3%で、「幼稚園」が18.9%でした。平成25年度調査と比較すると、認可保育園が2.3%増加し、幼稚園が1.2%減少しました。

⑦ 子育て支援事業の認知状況

		はい	いいえ	無回答
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	回答数	283	130	25
	割合（%）	64.6	29.7	5.7
②保健センターの情報・相談事業	回答数	341	76	21
	割合（%）	77.9	17.4	4.8
③家庭教育に関する学級・講座	回答数	85	333	20
	割合（%）	19.4	76.0	4.6
④教育相談センター・教育相談室	回答数	168	247	23
	割合（%）	38.4	56.4	5.3
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	回答数	352	62	24
	割合（%）	80.4	14.2	5.5
⑥子育ての総合相談窓口	回答数	188	230	20
	割合（%）	42.9	52.5	4.6
⑦町発行の子育て支援情報誌	回答数	166	247	25
	割合（%）	37.9	56.4	5.7

⑦ 子育て支援事業の認知状況については、「はい」と回答した人で「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」と「教育相談センター・教育相談室」を知っている人の割合は、平成25年度調査と比較して、それぞれ0.6%と1.9%増加していますが、そのほかの事業については、認知度の「はい」の割合が減少しています。

また、事業を知らない「いいえ」と回答した人で、「教育相談センター・教育相談室」については25年度調査と比較して、事業を知らない人の割合が1.9%減少していますが、そのほかの事業については知らない人の割合が増加している状況です。

⑧ 子育て支援事業の利用状況

		はい	いいえ	無回答
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	回答数	180	215	43
	割合（％）	41.1	49.1	9.8
②保健センターの情報・相談事業	回答数	164	223	51
	割合（％）	37.4	50.9	11.6
③家庭教育に関する学級・講座	回答数	17	363	58
	割合（％）	3.9	82.9	13.2
④教育相談センター・教育相談室	回答数	31	354	53
	割合（％）	7.1	80.8	12.1
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	回答数	186	210	42
	割合（％）	42.5	47.9	9.6
⑥子育ての総合相談窓口	回答数	28	354	56
	割合（％）	6.4	80.8	12.8
⑦町発行の子育て支援情報誌	回答数	75	310	53
	割合（％）	17.1	70.8	12.1

⑨ 子育て支援事業の利用意向

		はい	いいえ	無回答
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	回答数	126	258	54
	割合（％）	28.8	58.9	12.3
②保健センターの情報・相談事業	回答数	184	199	55
	割合（％）	42.0	45.4	12.6
③家庭教育に関する学級・講座	回答数	144	238	56
	割合（％）	32.9	54.3	12.8
④教育相談センター・教育相談室	回答数	175	206	57
	割合（％）	40.0	47.0	13.0
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	回答数	197	183	58
	割合（％）	45.0	41.8	13.2
⑥子育ての総合相談窓口	回答数	180	199	59
	割合（％）	41.1	45.4	13.5
⑦町発行の子育て支援情報誌	回答数	249	141	48
	割合（％）	56.8	32.2	11.0

◆就学前保護者のニーズと取り組み方針◆

- 就学前の子どものいる家庭において、母親の就労率が高くなっており、同時に定期的な教育・保育事業として、認可保育所の利用割合が増加しております。
- 子どもの人口減少が推測されるなか、教育・保育ニーズについては、これまでと大きく変わることなく需要が見込まれることから確保方策に努めます。
- 子育て支援事業の認知状況については、平成25年度調査時と比較しても大きく増加しておらず、利用状況や利用の意向についても同様の傾向となっています。

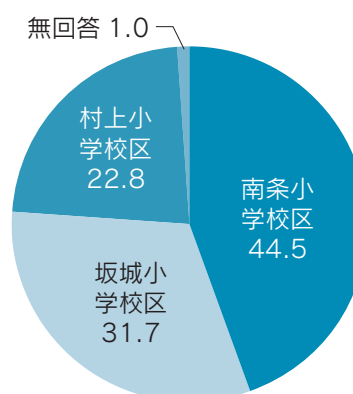
子育て支援サービス等の周知方法や、子育て支援に関する情報の発信方法の改善が課題になっていると考えられますので、町ホームページの内容変更などにより事業についての周知徹底を図り、子育て世代の保護者が心配ごとの相談先のひとつとして認知され、また各事業の利用についても選択できるよう取り組みをしていきます。

(3) 調査結果の概要＜就学児童＞

居住地区（小学校区）

	回答数	割合(%)
南条小学校区	129	44.5
坂城小学校区	92	31.7
村上小学校区	66	22.8
無回答	3	1.0
回答者総数(%ベース)	290	100.0

お住まいの地区（小学校区）
(総数290、単位%)



① 母親や父親の就労状況

	母親		父親	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	111	38.3	254	87.6
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0	0.0	0	0.0
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	136	46.9	2	0.7
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	4	1.4	0	0.0
病気等の理由で休職している	0	0.0	1	0.3
以前は就労していたが、現在は就労していない	33	11.4	2	0.7
これまで就労したことがない	0	0.0	0	0.0
無回答	6	2.1	31	10.7
回答者総数 (%ベース)	290	100.0	290	100.0

① 母親や父親の就労状況について、母親は「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が46.9%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が38.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が11.4%などとなっています。

父親は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が87.6%で大半を占めています。

母親は、平成25年度調査と比較すると「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が11.5%増加している一方、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が4.4%減っています。

また、未就学児童の調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が13.2%増加、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」7.4%増とあわせて約2割の方が、未就学児童の母親より就労している状況です。

父親は、平成25年度調査と比較すると「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が6.0%減となっています。

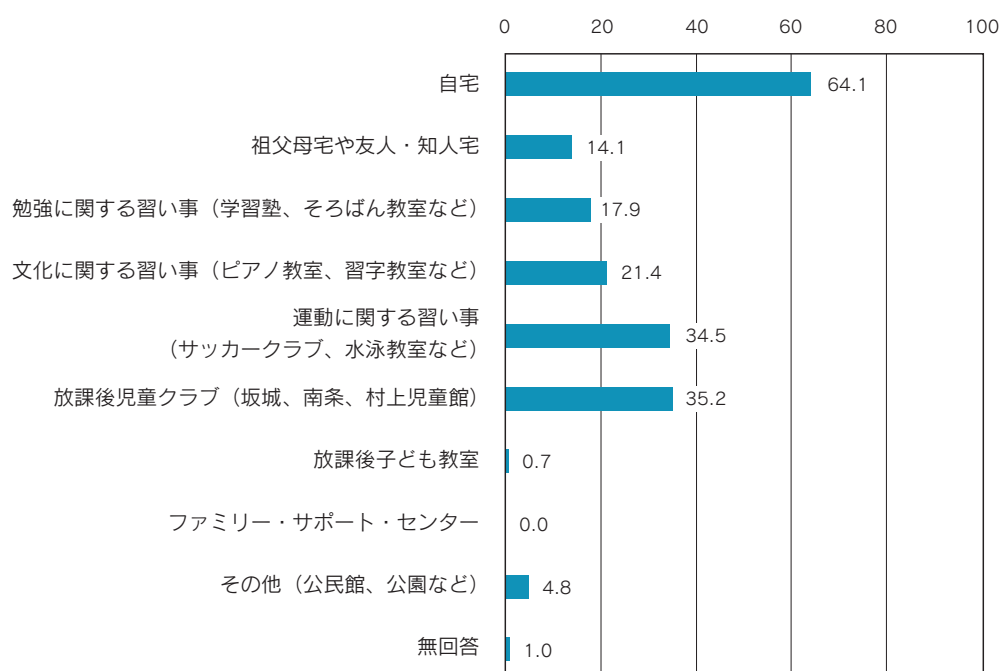
未就学児童の調査とは大きな違いがありませんでした。



② 放課後の居場所

	回答数	割合(%)
自宅	186	64.1
祖父母宅や友人・知人宅	41	14.1
勉強に関する習い事（学習塾、そろばん教室など）	52	17.9
文化に関する習い事（ピアノ教室、習字教室など）	62	21.4
運動に関する習い事（サッカークラブ、水泳教室など）	100	34.5
放課後児童クラブ（坂城、南条、村上児童館）	102	35.2
放課後子ども教室	2	0.7
ファミリー・サポート・センター	0	0.0
その他（公民館、公園など）	14	4.8
無回答	3	1.0
回答者総数（%ベース）	290	100.0

【現在】放課後平日／週1回以上利用して（過ごして）いるもの（総数290、複数回答、単位%）



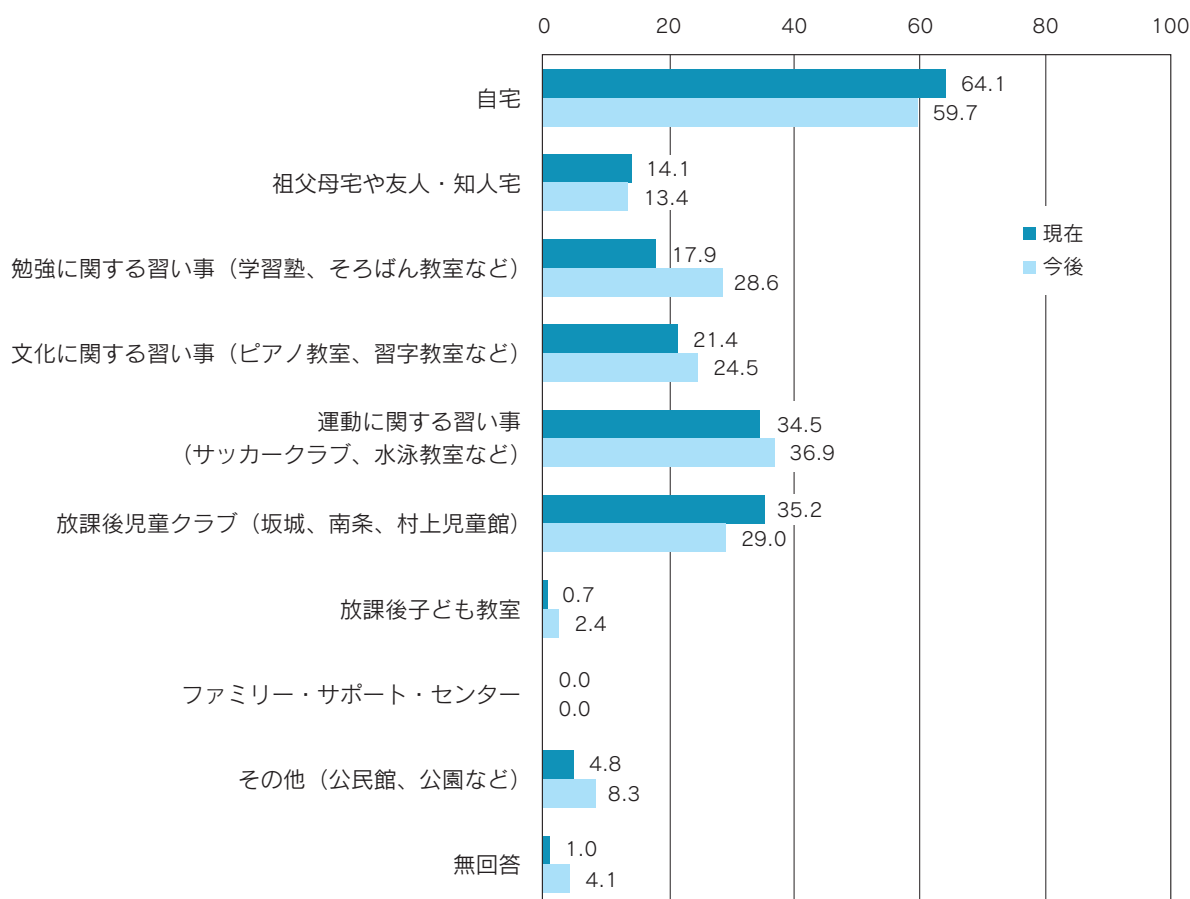
② 放課後の居場所について「自宅」が64.1%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ(坂城、南条、村上児童館)」が35.2%、「運動に関する習い事（サッカークラブ、水泳教室など）」が34.5%などとなっています。

平成25年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」が5.7%、「勉強に関する習い事（学習塾、そろばん教室）」が8.6%、「放課後児童クラブ（坂城、南条、村上児童館）」が5.1%とそれぞれ減少しているのに対し、「運動に関する習い事（サッカークラブ、水泳教室）」は8.0%増えています。

③ 放課後の居場所（現状と今後の意向）

	現在	今後
自宅	64.1	59.7
祖父母宅や友人・知人宅	14.1	13.4
勉強に関する習い事（学習塾、そろばん教室など）	17.9	28.6
文化に関する習い事（ピアノ教室、習字教室など）	21.4	24.5
運動に関する習い事（サッカークラブ、水泳教室など）	34.5	36.9
放課後児童クラブ（坂城、南条、村上児童館）	35.2	29.0
放課後子ども教室	0.7	2.4
ファミリー・サポート・センター	0.0	0.0
その他（公民館、公園など）	4.8	8.3
無回答	1.0	4.1
回答者総数（％ベース）	100.0	100.0

放課後平日／週1回以上利用の【現在と今後】（総数290、複数回答、単位％）



③ 放課後の居場所（現状と今後の意向）について、現在と今後を比べると、「自宅」が4.4ポイント減って59.7%で最も多く、次いで「運動に関する習い事（サッカークラブ、水泳教室など）」が1.7ポイント増えて36.9%、「放課後児童クラブ（坂城、南条、村上児童館）」が5.5ポイント減って29.0%などとなっています。

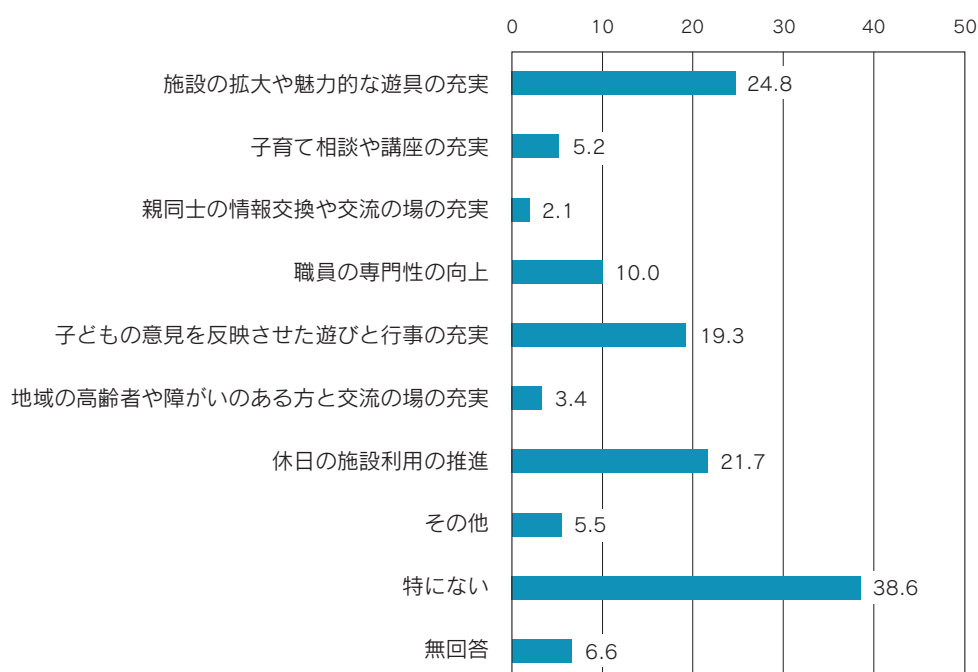
また、「勉強に関する習い事（学習塾、そろばん教室など）」が10.7ポイント増えています。

今後について、平成25年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」が6.1%、「勉強に関する習い事（学習塾、そろばん教室など）」が3.6%減少している一方で「運動に関する習い事（サッカークラブ、水泳教室など）」が7.7%増えています。

④ 児童館への要望

	回答数	割合(%)
施設の拡大や魅力的な遊具の充実	72	24.8
子育て相談や講座の充実	15	5.2
親同士の情報交換や交流の場の充実	6	2.1
職員の専門性の向上	29	10.0
子どもの意見を反映させた遊びと行事の充実	56	19.3
地域の高齢者や障がいのある方と交流の場の充実	10	3.4
休日の施設利用の推進	63	21.7
その他	16	5.5
特にない	112	38.6
無回答	19	6.6
回答者総数（%ベース）	290	100.0

児童館への要望（総数290、3つまで複数回答、単位%）



- ④ 児童館への要望について「特にない」が38.6%で最も多く、次いで「施設の拡大や魅力的な遊具の充実」が24.8%、「休日の施設利用の推進」が21.7%、「子どもの意見を反映させた遊びと行事の充実」が19.3%などとなっています。

平成25年度調査と比較すると、「特にない」が12.8%増、「子育て相談や講座の充実」が1.5%の増、「子どもの意見を反映させた遊びと行事の充実」3.2%の増、「施設の拡大や魅力的な遊具の充実」が10.4%、「職員の専門性の向上」が7.8%それぞれ減少となっています。

◆就学児童の保護者ニーズと取り組み方針◆

- 就学前児童と比べ、保護者の就労割合が高くなること、また、平成25年度調査と比べて、女性のフルタイムでの就労割合が増加しています。
- 就学前児童と同様、子どもの人口減少が推測されていますが、放課後の居場所の受け皿として、放課後児童クラブ事業や、ファミリーサポートセンター事業については、引き続き一定の需要が見込まれますので、利用ニーズを確保するよう留意していきます。
- 児童館への要望として「子育て相談や講座の充実」や「子どもの意見を反映させた遊びと行事の充実」の割合が増加していることから、放課後児童クラブボランティア活動推進事業・福祉教育推進事業、児童館夏休み食育健康教室事業などを通じて、放課後児童クラブ活動をさらに充実させていきます。

また施設面についても、施設改修など環境整備に努めていきたいと考えています。

計画の基本的な方針

1

基本理念

保護者が子育てに生きがいを感じ、地域みんなで子育てをサポートするなど、これからの坂城町を担う子どもたちの成長を地域と共に支え、子どもが心豊かで健やかに成長し家族の喜びが笑顔になる未来に輝くまちを目指します。

地域みんなで子育てサポート

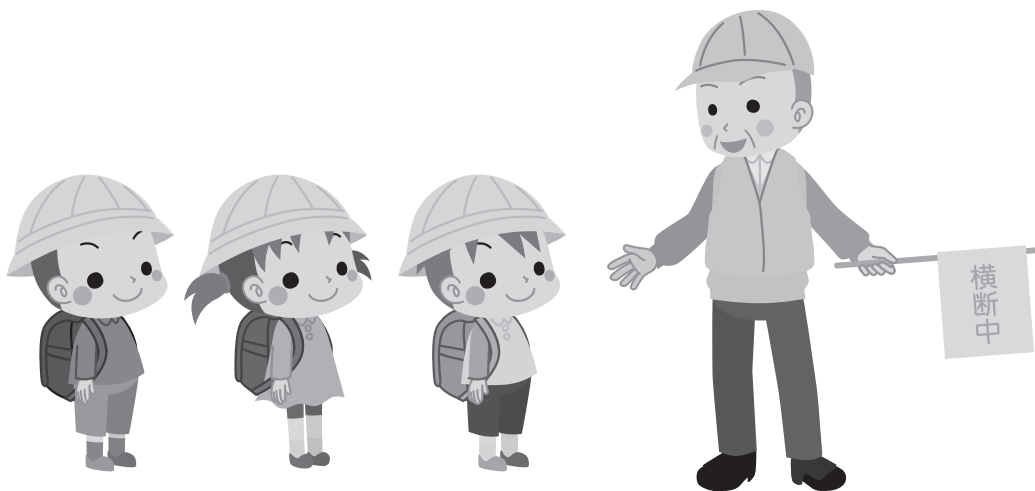
スローガン

「坂城の子は 坂城で育てる」

2 現状と課題

- 子どもの心身を通じた成長を支えるため、町内ではさまざまな事業を実施しています。なかでも、多様な保育ニーズに対応した事業は、子ども・子育て支援における主要な取り組みとなっており、通常の保育のほか、乳児保育、一時預かり、時間外保育などさまざまな保育事業により対応しています。
- ニーズ調査（アンケート）においても、これら保育事業に対する関心は高く、利用状況や利用意向についても、高い状況となっており、今後も計画的に確保していく必要があります。
- 子ども・子育て支援を進める上では、母子の健康面や、各種相談・情報提供などについても重要な取り組みとなっています。町では、母子健康手帳やすこやか手帳の交付、保護者向けの教室や各種相談、乳児家庭の全戸訪問などを通じ、子育て家庭が孤立することなく、必要な情報を得ることができる環境づくりに努めていますが、ニーズ調査では、事業等の認知状況について、必ずしも十分とは言えないものも見られることから、今後もよりわかりやすく伝わるよう、広報等の各種情報提供の充実を図る必要があります。
- 周産期から乳幼児期、青少年期に至るまで、子ども・子育てニーズはさまざまです。子どもの年齢や状況に応じ、誰もが適切な支援を受けることができるようにしていくこともまた、子ども・子育て支援にとっては重要な課題となっています。
- こうした多様な支援ニーズのありようについては、ニーズ調査（アンケート）からは必ずしも顕在化するものではありません。ニーズの多少ではなく、少なくとも必要な支援ニーズがあるか、地域住民や組織との連携等に基づき、対応していく必要があります。
- 町では、福祉や経済的な観点からの支援を行っています。出産や保育、就学等に関する相談をはじめ、ひとり親家庭、障がいのある子どもなど、子どもや子育てが困難な状況に置かれがちな家庭に対する支援などを実施しています。
- 経済面だけではなく、心理的な安心感や適切な子育てにつながる活動や情報提供もまた、重要な取り組みとなっており、心身の発達、外国籍家庭、虐待等、さまざまな支援ニーズにきめ細かく対応するよう努めています。今後もこうしたニーズや課題を把握し、子どもの成長や子育てを地域みんなでサポートができるような取り組みを、適切に実施していく必要があります。

- 子どもの健全な成長や、学校教育期における教育やさまざまな活動もまた、町の子ども・子育て支援における大きな柱の一つとなっています。
- 学校教育課程においては、学習指導要領等に基づく教育プログラムのもとで、地域の魅力や特色を活かしたり、多様性のある学習環境づくりを行っています。各種体験活動や食育、健康、安心・安全、国際交流、ICT活用教育など、幅広い面から、地域の担い手、ひとづくりにもつながる学習を行っており、今後も継続していく必要があります。
- いじめや不登校など、学校を取り巻く諸課題に連携して対応していく体制づくりも不可欠であり、インクルーシブ教育推進事業や子育て支援センターなど、人材・施設を活用した各種相談や連携活動を引き続き充実させていくことが求められています。
- 子どもや子育てが安全な環境下に置かれるような、ハード・ソフトを通じた取り組みも必要なことから、居住環境、道路や公園等の地域環境、交通安全や防犯に関わる設備面、各種教室による安全教育や健全育成に関わる活動など、多様な観点から、子どもや子育てを支援する環境づくりを今後も進めていくことが求められています。



3 基本的な視点

計画の推進のため、次の5つを基本的な視点とします。

(1) 子どもの視点に立った支援

子どもは家族の愛情の下に養育され、子どものよりよい育ちを社会全体で支えるため、幼児期の人格形成を培う教育・保育について適切な内容及び水準のものとなるよう配慮し、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とします。

(2) すべての子どもへの支援

一人ひとりの子どもが安心できる環境の中で、健やかな育ちができるよう、状態に応じたきめ細かな支援と必要となる支援を誰もが受けられるよう取り組みます。

(3) 育ちの連続性を踏まえた支援

乳幼児期から思春期にかけて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力を養い、発達段階に応じた育ちや学びができるよう子どもの個性を尊重し、子どもの育ちに関わる大人と関係機関が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にします。

(4) 家庭の子育て力を高めるための支援

地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合い子どもの成長の喜びを感じることができるよう、家庭の子育て力を高めるための視点をもって取り組みます。

(5) 社会全体で子どもの育ちを支援

社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの立場で役割を担うとともに、様々な地域資源との協働を図りながら、社会全体で子育てを支援できるよう取り組みます。

4 基本目標

計画の基本理念の実現のため、次の基本目標を設定します。

(1) 子どもの健やかな成長と豊かな心をはぐくむ環境づくりに努めます

子どもの育ちを考え、健やかに安心して成長できる環境づくりに努めます。

また、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組み、子どもの健やかな成長と発達を支援します。

児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応により、子どもの人権尊重と保護を促進するとともに、子ども自らが「いのちの大切さ」を身につけることができる地域社会づくりを目指します。

(2) 子どもや家庭を切れ目なく支援します

子ども一人ひとりの個性を伸ばしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう、幼稚園・保育園から小・中学校まで一貫した支援と子どもの年代に応じた教育環境の向上を図ります。

障がいのある子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的支援を充実します。

(3) 安心して子育てができる体制を整えます

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭の孤立を防ぐため、子育て家庭の交流機会を増やし悩みごとへの相談体制、地域全体で子育てへの支援の充実を図ります。

また、家庭環境等の変化により多様化する相談に応えるため、子どもと家庭への支援体制を整えるとともに、すべての子どもが学校において調和のとれた人間に成長できるよう教育環境の充実と、子どもの安全が守られるような環境整備を行い、子育てに優しいまちづくりを推進します。

計画の構成と流れ

第1章 計画の概要

策定の趣旨や計画の位置づけ、期間など、計画のあらましを整理しています。

第2章 計画策定の背景

統計指標や関連事業の概要、ニーズ調査（アンケート）結果など、計画づくりの前提となる情報を整理しています。

<ポイント>

- ・町の総人口が緩やかな減少傾向にある中、子どもの数も徐々に減少しており、今後もこうした傾向が一定程度続くことが想定されます。
- ・町内には公立保育園3園、私立幼稚園1園があり、乳幼児期の保育・教育、子育て支援などの拠点としての役割を果たしています。
- ・児童館における学童保育や、周産期からのさまざまな関連事業を通じ、子ども・子育て支援を行っています。
- ・就学前児童のいる家庭を対象としたアンケート（ニーズ調査）を実施しています。集計結果の主な特徴は次のとおりです。
- ・〔就学前〕日頃、子どもを見てもらえる親族・知人がいないという方が1割弱（約7%）います。公的な支援の必要性が高い方への対応が今後も必要です。
- ・〔就学前〕子育て支援事業の認知度については、「保育所や幼稚園の園庭等開放（80.4%）」「保健センターの情報・相談（77.9%）」などが比較的高くなっています。一方、「家庭教育に関する学級・講座（19.4%）」、「町発行の子育て支援情報誌（37.9%）」「教育相談センター・教育相談室（38.4%）」などは低い認知度にとどまっており、適切な広報、わかりやすい情報提供などが必要となります。
- ・〔小学生〕放課後の居場所については、「自宅（64.1%）」「放課後児童クラブ（35.2%）」「運動系習い事・クラブ（34.5%）」が上位に挙がっています。放課後児童クラブの位置づけや重要性を踏まえた取り組みが今後必要です。
- ・〔小学生〕児童館への要望としては、「特にない（38.6%）」が多い一方、「施設拡大・遊具充実（24.8%）」「休日利用の推進（21.7%）」「子どもの意見反映による遊びや行事充実（19.3%）」なども意見も見られます。今後の運営について検討していく必要があります。

今後の見通しや具体的な取り組みなどにつなげます。

考え方や方針など、計画のコンセプトを掲げます。

章	項目	内容	説明
第3章 計画の基本的な方針	1 基本理念	地域みんなで子育てサポート	計画の方針・考え方について、キャッチフレーズのように短い言葉で示しています。
	2 現状と課題	現状と今後の課題	
	3 基本的な視点	(1) 子どもの視点に立った支援 (2) すべての子どもへの支援 (3) 育ちの連続性を踏まえた支援 (4) 家庭の子育て力を高めるための支援 (5) 社会全体で子どもの育ちを支援	計画を作る上での目線・捉え方といったようなものを挙げています。
	4 基本目標	(1) 子どもの健やかな成長と豊かな心をはぐくむ環境づくりに努めます (2) 子どもや家庭を切れ目なく支援します (3) 安心して子育てができる体制を整えます	計画の推進によってめざすべき方向性を示しています。

章	項 目	内 容	説 明
第4章 子ども・子育て支援事業計画	1「幼児期の教育・保育」に関する見込み等	(1) 1号認定 (2) 2号認定 (3) 3号認定	年齢や教育・保育の区分など、幼児期の適切な支援に関する考え方や規模の見通しです。
	2「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等	(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業 (7) ファミリー・サポート・センター事業 (8) 一時預かり事業 (9) 時間外保育事業（延長保育事業） (10) 病児・病後児保育事業 (11) 放課後児童クラブ (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子ども・子育ての多様なニーズへの対応について、考え方や規模の見通しです。
第5章 施策の展開	基本目標 1 子どもの健やかな成長と豊かな心をはぐくむ環境づくりに努めます	施策1 妊娠・出産・子育て期の支援 施策2 幼児期の教育・保育環境の整備 施策3 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応	周産期や乳幼児期に関わる支援等の対応に関する施策です。
	基本目標2 子どもや家庭を切れ目なく支援します	施策1 幼保小中の連携体制の強化 施策2 障がい等の早期発見と相談支援 施策3 経済的負担の軽減	各体制間の連携や、特別な支援を必要とする方への対応、経済面などに関する施策です。
	基本目標3 安心して子育てができる体制を整えます	施策1 児童館の利用促進 施策2 相談体制の充実と地域で支え合う体制づくり 施策3 子ども・青少年の育成	子どもの成長や安心・安全などに関する施策です。
第6章 計画の推進体制	計画を進めるための考え方や取り組みについて記しています。		

幼児教育や保育、各種関連事業等に関する考え方、確保の規模などについてお知らせします。

子どもや子育ての視点における、多様な取り組みを紹介します。

第4章

子ども・子育て
支援事業計画

1 「幼児期の教育・保育」に関する見込み等

保育所、幼稚園、認定こども園等施設型、小規模保育、家庭的保育等地域型に関する、第2期事業計画期間として、令和2～6年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

量の見込みについては、第1期事業計画における推移や今後の人口推移等の見通し、平成30年度に実施したニーズ調査結果などを踏まえ、設定しています。

確保の内容については、幼稚園や保育所等、既存施設等における確保をめざすものとします。各施設の有効活用、事業者動向などを踏まえ、需要動向に対応していきます。

(1) 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

(単位：人)

年度 区分		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	66	67	64	60	60	65	62	60	60	59
	確保方策	66	67	64	60	60	65	62	60	60	59
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	50	50	50	50	50
	確認を受けない幼稚園	66	67	64	60	60	15	12	10	10	10
実績	実績値	83	76	65	65	72	-	-	-	-	-
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
	確認を受けない幼稚園	83	76	65	65	72	-	-	-	-	-
実績／計画比		125.8%	113.4%	101.6%	108.3%	120.0%	-	-	-	-	-

(2) 2号認定（3歳以上保育の必要あり）

(単位：人)

年度 区分		第1期					第2期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31 (令和元) 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	量の見込み	239	241	239	226	226	213	204	197	199	196
	教育ニーズ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育ニーズ	239	241	239	226	226	213	204	197	199	196
	確保方策	239	241	239	226	226	213	204	197	199	196
	特定教育・保育施設	239	241	239	226	226	213	204	197	199	196
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績	実績値	239	239	241	234	232	-	-	-	-	-
	特定教育・保育施設	239	239	241	234	232	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
実績／計画比		100.0%	99.2%	100.8%	103.5%	102.7%	-	-	-	-	-

(3) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

(単位：人)

年度 区分		第1期					第2期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31 (令和元) 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	量の見込み	103	103	102	99	96	103	102	100	97	95
	確保方策	103	103	102	99	96	103	102	100	97	95
	特定教育・保育施設	103	103	102	99	96	103	102	100	97	95
	地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績	実績値	92	109	118	124	103	-	-	-	-	-
	特定教育・保育施設	92	109	118	124	103	-	-	-	-	-
	地域型保育事業所	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
実績／計画比		89.3%	104.8%	115.7%	125.3%	107.3%	-	-	-	-	-

(参考：3号認定の年齢区分別表（第2期）)

年度 区分			第2期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳児	計 画	量の見込み	12	12	12	12	12
		確保方策	12	12	12	12	12
		特定教育・保育施設	12	12	12	12	12
		地域型保育事業所	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
1～2 歳児	計 画	量の見込み	91	90	88	85	83
		確保方策	91	90	88	85	83
		特定教育・保育施設	91	90	88	85	83
		地域型保育事業所	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0

2 「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等

地域子ども・子育て支援事業は、地域の実情に応じ、坂城町子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

各事業については、法定13事業としての区分、種別として次のように位置づけられます。

●地域子ども・子育て支援事業の概要

法定事業名	本町における事業名	種 別			
		相談支援	訪問系事業	通所系事業	その他
(1) 利用者支援事業	—	○			
(2) 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業	○			
(3) 妊婦健康診査	妊婦健康診査				○
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業		○		
(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業	要保護及び準要保護児童就学援助事業		○		
(6) 子育て短期支援事業	子育て短期支援事業			○	
(7) ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業			○	
(8) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育	一時預かり及び幼稚園一時預かり事業			○	
(9) 時間外保育事業	時間外保育事業			○	
(10) 病児・病後児保育事業	病児病後児保育事業			○	
(11) 放課後児童クラブ	放課後児童クラブ			○	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	副食費補足給付事業				○
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—				○

(1) 利用者支援事業

既存の相談対応体制を活用し、利用者のさまざまな相談支援等ニーズに対応していきます。また、子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整も行います。

また、子育て家庭や妊産婦が子育て支援事業、保健、医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように「子育て世代包括支援センター」の設置に向け、利用者支援にも関わる体制の充実について進めていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、また地域の子育て中の保護者に、子育てについての相談や情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。子育て世帯の家庭環境や生活の多様化が進み、きめ細やかな支援が必要になっています。

●地域子育て支援拠点事業

[単位：人回／年]

区分		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	18,552	18,612	18,084	17,688	17,232	10,011	9,787	9,565	9,414	9,190
	確保方策	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	10,011	9,787	9,565	9,414	9,190
	地域子育て支援拠点事業	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	10,011	9,787	9,565	9,414	9,190
実績	実績値	8,855	9,179	10,849	11,918	10,186	-	-	-	-	-
	地域子育て支援拠点事業	8,855	9,179	10,849	11,918	10,186	-	-	-	-	-
実績／計画比		46.1%	47.8%	56.5%	62.1%	53.1%	-	-	-	-	-

(利用延べ人数)

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦が安心して出産できるよう、妊娠から出産まで14回の「妊婦健康診査」と、母子の健康のために「妊婦歯周病検査」を無料で受診できます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象として、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。保健師が自宅を訪問し、乳児の発育状況の確認、保護者の健康・育児相談を実施します。

(5) 養育支援訪問事業

妊婦健康診査の未受診者やひとり親世帯など、支援が必要な家庭に対して継続的な支援を行い、保健師や助産師がその居宅を訪問し、保護者の育児、家事等養育に関する指導・助言等を行います。

特別な支援が必要な子ども・家庭に対する事業であり、支援の必要性を把握した上で、今後も適切に事業を実施していきます。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において、一時的に子育てが困難となった場合等、子どもを施設で預かることにより、保護者の育児の負担軽減及び心身のリフレッシュを図ることで、子育てを支援します。

- 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
- 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

現在町では、事業の実施がありませんが、今後ニーズの把握に努め利用料を想定し、計画的に事業の実施に向け取り組んでいきます。

●子育て短期支援事業

[単位：人日／年]

区分		第1期					第2期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31 (令和元) 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3
	確保方策	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3
実績	実績値	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
実績／計画比		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(7) ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の人、仕事や急な用事などで子どもの世話ができない時に、地域の人に応援する会員同士の相互援助活動です。子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）に、子育てを応援したい人（提供会員）をセンター事務局が紹介します。依頼会員が提供会員に子どもの世話を依頼し、活動終了後に利用料金を支払う仕組みです。

●ファミリー・サポート・センター事業

[単位：人日／年]

年度 区分		第1期					第2期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31 (令和元) 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	96	84	72	72	72	200	200	200	200	200
	確保方策	120	120	120	120	120	200	200	200	200	200
	ファミリー・サポ ート・センター事業	120	120	120	120	120	200	200	200	200	200
実 績	実績値	22	44	161	44	158	-	-	-	-	-
	ファミリー・サポ ート・センター事業	22	44	161	44	158	-	-	-	-	-
実績／計画比		18.3%	36.7%	134.2%	36.7%	131.7%	-	-	-	-	-

(8) 一時預かり事業

幼稚園や保育所等の就学前施設を普段利用していない子どもを、幼稚園や保育所で預かる事業です。また、里帰り出産など一定期間保育を受ける事が困難となった場合、一時的に預かりに必要な保護を行います。

利用の実績値から今後の需要を勘案し、利用見込みに基づき各施設において一時預かりの体制を確保し、柔軟に対応していきます。

●一時預かり及び幼稚園の預かり保育〔幼稚園における在園児対象〕

[単位：人日／年]

年度 区分		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	18	19	18	17	17	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	確保方策	20	20	20	20	20	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	20	20	20	20	20	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
実績	実績値	2,547	1,988	1,765	1,545	2,197	-	-	-	-	-
	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	2,547	1,988	1,765	1,545	2,197	-	-	-	-	-
	実績／計画比	12.735%	9.940%	8.825%	7.725%	10.985%	-	-	-	-	-

●一時預かり及び幼稚園の預かり保育〔2号認定における定期利用〕

[単位：人日／年]

年度 区分		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	92	93	89	83	83	0	0	0	0	0
	確保方策	100	100	100	100	100	0	0	0	0	0
	2号認定における定期的な利用	100	100	100	100	100	0	0	0	0	0
実績	実績値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2号認定における定期的な利用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実績／計画比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

●一時預かり及び幼稚園の預かり保育〔上記以外〕

[単位：人日／年]

年度 区分		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	157	157	151	146	143	1,157	1,131	1,105	1,088	1,062
	確保方策	200	200	200	200	200	1,157	1,131	1,105	1,088	1,062
	上記以外(幼稚園における在園児利用以外)	200	200	200	200	200	1,157	1,131	1,105	1,088	1,062
実績	実績値	1,402	1,631	1,332	871	871	-	-	-	-	-
	上記以外(幼稚園における在園児利用以外)	1,402	1,631	1,332	871	871	-	-	-	-	-
	実績／計画比	701.0%	815.5%	666.0%	435.5%	435.5%	-	-	-	-	-

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の開所時間を超えて、さらに延長して保育を実施する事業です。

町立3保育園について、日曜日や祝日の保育は実施しておりませんが、女性の就業率の向上に伴い、これまでの実績を踏まえ必要量を見込んでいます。

子育て世帯のニーズに対応できるよう各保育園における体制の確保に努めていきます。

●時間外保育事業

[単位：人]

年度 区分		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	116	116	112	107	106	167	162	156	156	154
	確保方策	120	120	120	120	120	167	162	156	156	154
実績	実績値	180	178	208	199	151	-	-	-	-	-
実績／計画比		150.0%	148.3%	173.3%	165.8%	125.8%	-	-	-	-	-

(10) 病児・病後児保育事業

子どもが病気になったとき、または病気の回復時で本来の状態に戻っていないため、他の子どもとの集団生活が困難な時期に、保育所等にかわって一時的に預かる事業です。

病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を実施するものですが、町内にはこのような施設がないことから、近隣の8市町村（長野市・須坂市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・小川村・飯綱町）で実施する長野地域連携中枢都市圏域内での利用が可能です。

広域的な利用等を促進しつつ、事業についての更なる周知に努めていきます。

●病児・病後児保育事業

[単位：人日／年]

年度 区分		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5
	確保方策	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5
実績	実績値	-	0	1	0	0	-	-	-	-	-
実績／計画比		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(11) 放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している小学6年生までの子どもに対し、家庭や地域との連携の下、子どもの自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等、子どもの健全な育成を図る事業です。

放課後児童支援員により、子どもの発達段階に応じた必要な支援と、適切な遊び、生活の場を提供しています。

●放課後児童クラブ

[単位：人（登録児童数）]

区分		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	208	199	190	187	180	120	118	116	107	103
	確保方策	150	200	230	230	230	125	123	121	112	108
	小学1年生（低学年）	150	150	150	150	150	47	46	46	39	41
	小学2年生（〃）	-	-	-	-	-	43	41	40	39	34
	小学3年生（〃）	-	-	-	-	-	30	31	30	29	28
	小学4年生（高学年）	0	50	80	80	80	4	4	4	4	4
	小学5年生（〃）	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
	小学6年生（〃）	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
実績	実績値	156	135	129	133	138	-	-	-	-	-
	小学1年生（低学年）	42	51	46	56	58	-	-	-	-	-
	小学2年生（〃）	58	41	49	32	48	-	-	-	-	-
	小学3年生（〃）	49	38	30	40	25	-	-	-	-	-
	小学4年生（高学年）	6	4	3	4	5	-	-	-	-	-
	小学5年生（〃）	1	1	1	0	2	-	-	-	-	-
	小学6年生（〃）	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-
実績／計画比		104.0%	67.5%	56.1%	57.8%	60.0%	-	-	-	-	-

（第1期計画においては低学年・高学年の2区分。第2期からは学年ごとの区分。）

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

幼稚園（確認を受けない幼稚園）を利用した場合の食事（副食）の提供に要する費用について、保護者の世帯所得を勘案しながら助成する事業など、該当する事業について、対象となる子ども・世帯の把握に努めつつ、適切に事業を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

施設や定員規模等の需給動向により、必要に応じて事業を実施します。



第5章

施策の展開

基本目標1

子どもの健やかな成長と
豊かな心をはぐくむ環境づくりに努めます

《施策の方向性》

施策1 妊娠・出産・子育て期の支援

妊娠・出産・乳幼児の子育てを包括的に支援できるよう、保健センターの保健師と子育て支援センターの保育士・家庭児童相談員との連携を強化し、妊娠期から子育て期にかかる悩みや不安等に対する総合的相談支援を行います。

母子保健事業を通じて、妊娠・出産の健康管理、乳幼児の健全な発育や発達を支援します。

施策2 幼児期の教育・保育環境の整備

安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズの適切な把握に努め、保育人材を確保するとともに、幼稚園・保育所の適切な利用定員確保を図ります。

施策3 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応

妊娠期から切れ目のない支援を行い、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぎ虐待発生の未然防止に努めます。子どもの人権を尊重し、子どもの視点に立った支援を推進します。

児童虐待の通告等に迅速に対応するため、子ども支援室・子育て支援センターを中心に関係機関との連携を強化し、適切に対応するため対応能力の向上を図ります。

《SDGsと施策の関係性》



【施策1 妊娠・出産・子育て期の支援】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
母子健康手帳交付・妊産婦健康診査	妊婦が安心して出産を迎えられるよう母子健康手帳を交付するとともに、妊婦一般健康診査及び出産後の産婦健康診査の費用を助成します。	R元年度より産婦健康診査費用の助成を開始。 【保健センター】
ハッピーベビー教室	胎児、乳幼児の成長発達についての学習の場として、妊娠中2回の教室を開催します。妊娠中や出産後の身体の事、必要な栄養の事について夫婦一緒に学びます。	妊娠中期と後期の2クラスにわけ、年4回子育て支援センターで開催。夫婦で参加していただけるよう、H29年度より土曜日に開催。 【保健センター】
すこやか手帳交付	乳幼児の健康の保持・増進と町の乳幼児健康診査や予防接種等の事業の周知を図るため、出生届時に交付します。	継続実施 【保健センター】
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までに、保健師が全乳児の家庭訪問を実施し、子の発達を確認するとともに親の不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供が受けられるよう支援します。	継続実施 【保健センター】
不妊・不育症治療費助成事業	不妊治療を行っている夫婦に対し、年間50万円を限度に治療費用を助成します。また、不育症治療については、年間10万円を限度に助成します。	H29年度より不妊治療費助成額の上限を年間50万円に引き上げ。また、新たに不育症治療費に対して年間10万円を上限に助成。 【保健センター】
乳幼児健康診査・健康相談	4か月児、7か月児、10か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に健康診査・健康相談を実施します。乳幼児の身体・精神発達面のスクリーニング及び食事・歯科の保健指導や相談を行うことと合わせ、同じ月齢の子を持つ親同士の交流や育児不安の軽減も目的としています。	H30年度より10か月児健康相談での歯科保健指導を導入。これにより4か月児を除く、全ての健診等において歯科保健指導を実施。 【保健センター】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
乳幼児歯科保健指導	歯科衛生士により、町内各保育園・坂城幼稚園・子育て支援センターにおいて歯科保健指導を行います。	各施設において年1回実施。 【保健センター】
予防接種事業	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するための定期予防接種について、医療機関に委託し実施します。また、任意予防接種の費用について一部助成を実施し、ワクチン接種による疾病の重症化リスクの軽減を図ります。	H28年度よりB型肝炎が定期接種に追加。 R元年度より中学生以下を対象にインフルエンザ予防接種費用の一部助成を開始。 【保健センター】
事故防止対策の推進	家庭内等における子どもの事故防止対策として、各種事業により、情報の提供などにおける啓発活動を推進します。	月齢の健診時に保健師による指導を実施。 【保健センター】
離乳食・食事指導	乳幼児健康診査等時、ハッピーベビー教室において、胎児や乳幼児の成長と発達に適切な栄養摂取ができるよう、基準量の展示や試食、また市販の離乳食の利用の仕方等指導します。	継続実施 【保健センター】
未熟児養育医療給付	出生時の体重が2,000g以下等の入院の必要な1歳未満の未熟児に対し、医療の給付を行い経済的負担の軽減を図ります。	継続実施 【保健センター】
妊婦面談	全ての妊娠に対し、妊娠届出時等において保健師が面談を行い、状況等確認する中で必要であれば支援を行います。	継続実施 【保健センター】
歯周疾患検診	妊娠中は口腔環境の悪化により歯周病のリスクが高まり、早産や低体重児の原因になると言われていることから、妊婦の歯周疾患検診受診を勧めるため、検診費用を公費で負担します。	H30年度より実施。 【保健センター】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
子育て支援施設（ゆりかご）運営事業	核家族化が進む中、出産直後で家庭において育児が不安な方等を対象とし、赤ちゃんと一緒に施設に宿泊し、食事等の生活援助を受けながら心身の回復を図ることができます。	H29年度より実施。 （上小地域と連携し運営） 【保健センター】
産後ケア事業	出産直後の保健指導を必要とする母子に対し、自宅への訪問や病院等での宿泊により助産師等が必要な保健指導を行い、育児を支援します。	R元年度より実施。 出産医療機関との連携により、保健指導の必要な方の利用が可能。 【保健センター】
すこやか相談	子の発育状況の確認や離乳食等の相談など、保健師・管理栄養士が個別相談に応じます。	H29年度より実施 毎月1回開催。予約制により実施しているため乳幼児健診時よりゆっくり相談できる。 【保健センター】
子育て短期支援事業	保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合に、児童養護施設等での子どもの一時的な預かりを行う事業。	ニーズを把握し、計画的に実施を検討。 【子ども支援室】
子育てガイドブック作成・配布	子育て家庭に対し、子育て支援サービス等を周知するため、子育てガイドブックの作成・配布をし、情報提供を行います。	平成26年度に「子育て世代の支援プログラム」としてリーフレットを作成。 毎年度新しい事業を追加し、改訂版として役場庁舎内の窓口や町内事業所、公共施設で配布。 【チャレンジSAKAKI 坂城町の若者・子育て世代支援プログラム推進グループ】
子育てサークル等	乳幼児を持つ親同士が自由に交流するための場として、また、情報提供、ボランティア育成、ネットワークづくりの拡充を図ります。	新規サークルの立ち上げ及び継続支援。 【子育て支援センター】
すくすく広場発刊事業	子育て支援センターから子育て支援サービスの情報を未就園児童の家庭へ配布します。	毎月1回発行 【子育て支援センター】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
子育て支援に関する情報の『発信』	必要な方へ、必要な時に提供できるよう情報提供に努め、スマートフォンによる情報提供や、町ホームページの子育て支援に関する情報の掲載方法について、ひと目で見やすく分かりやすい構成・内容に変更するなど情報の『発信』を工夫していきます。	町ホームページの内容について更新し、広く周知し情報発信を行う。 【子ども支援室】
養育支援訪問事業	出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、養育に関する相談、指導、助言などを行います。	継続実施 【保健センター】
子育て支援アプリ	子育て支援アプリにより、月齢等による子育て支援情報の提供や、乳幼児健診等の案内などを配信し切れ目のない子育て支援を図ります	R2年度より実施。 【保健センター】

【施策2 幼児期の教育・保育環境の整備】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
一時預かり事業	冠婚葬祭、保護者の疾病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする子どもを預かります。	入園前の子ども（外国籍児童等）の預かりを実施。 【子ども支援室】
乳児保育	保育に欠ける6カ月からの乳児を保育園で受け入れます。	南条・村上保育園で実施。 【各保育園】
保育事業	公立保育園を運営し、保育に欠ける家庭の子どもを受け入れます。 （南条保育園、坂城保育園、村上保育園）	標準保育時間 最大11時間 短時間保育時間 最大 8時間 【各保育園】
時間外保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、認定時間外保育を行います。	朝 : 7時30分～ 8時30分 夕方 : 16時30分～ 19時 （南条保育園は～ 19時30分） 【各保育園】
広域入所保育	保護者の勤務等の都合により、坂城町の子どもを他市町村の保育園へ委託し、就労家庭の利便性を図ります。また、他市町村の子どもについても坂城町の保育園で受け入れます。	継続実施 【子ども支援室】
加配保育	集団保育が可能な程度の障がいがある子どもの発達を促進するため、保育園において加配保育士を配置します。	継続実施 【各保育園】
保育所苦情相談窓口の設置	保育園を利用している子どもまたはその保護者からの苦情に対し、社会性や客観性を確保し、円滑、円満な解決の促進や相互の信頼、適正性の確保を図ります。	入園手続き・保育の実施について利用者の意見を参考に、改善を図る。 【子ども支援室】
保育園だよりの充実	保育園のお知らせや情報等について、保護者への積極的な周知を図ります。	随時発行 【各保育園】
各種研修会・講習会への参加の促進	保育所保育士の質の向上を図るため、各種研修会や講習会へ参加します。	県内外の研修会に参加し、保育士のスキルアップを図る。 【各保育園】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
世代間交流	養護老人ホーム等への訪問や、地域のお年寄りを保育園に招待して季節的行事等を開催することにより、世代間のふれあい活動を推進します。	施設を訪問し、遊びや歌をうたい、保育園では七夕まつり・夏祭りを一緒に楽しむ。 【各保育園】
保育所における食育事業	豊かな食の体験・楽しく食べる体験を通し、子どもの食への関心を育み、「食を営む力」を育成します。	管理栄養士が各保育園を訪問し、食の大切さを伝える。 【各保育園】



【施策3 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
ブックスタート事業	読み聞かせの大切さ等を知ってもらうために、7か月健診の際に乳児へ絵本等を贈呈します。	感受性や心の安定感を養い、親子のふれあいの時間を大切にする。 【子育て支援センター】
育児講座	地域の乳幼児を持つ保護者に対する育児講座を開催し、子育て不安の軽減と育児知識の普及を図ります。	継続実施 【子育て支援センター】
児童相談窓口	ひとり親家庭や要保護児童の家庭の相談を通し、援助の手を差しのべるとともに、児童虐待等を早期発見し、相談の窓口として機能とその防止に努めます。	継続実施 【子育て支援センター】
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。 また、調整機関に専門の職員を配置します。	継続実施 【子育て支援センター】
要保護児童対策地域協議会専門部会	要保護児童等に関する支援について、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラー、社会福祉士、保健師、家庭児童相談員等の専門職が情報共有を行い、子どもの安全を第一に関係機関と連携を図ります。	令和元年度より定期的に開催 【子ども支援室】 【子育て支援センター】

基本目標2

子どもや家庭を切れ目なく支援します

《施策の方向性》

施策1 幼保小中の連携体制の強化

就学前の子どもの育ちと学びについて、家庭や地域、教育関係者が共通した認識のもと子どもたちの成長を支え、幼保から小学校・小学校から中学校へ子どもの視点に立った適正な学びの場へスムーズな移行支援を行います。

子どもの様々な特性に応じたきめ細かな支援の充実に努め、保健・医療及び教育に携わる委員による就学相談等により、子どものライフステージを通じた一貫した支援を行います。

施策2 障がい等の早期発見と相談支援

乳幼児期からの一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、保健・福祉・医療教育分野における関係機関及び専門職員による連携強化と情報共有を図ります。

心身の発達に不安のある子どもや保護者について、臨床心理士・作業療法士・保健師等による専門職が保育所等を巡回訪問し、園や家庭での対応方法について相談支援や助言を行います。

施策3 経済的負担の軽減

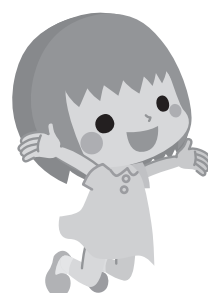
子を産み育てやすい環境を整えるため、保育料の軽減、福祉医療費給付など、各種経済支援に取り組み、子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭や発達に遅れのある子どもへの精神的支援を積極的に推進します。

《SDGsと施策の関係性》



【施策1 幼保小中の連携体制の強化】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
インクルーシブ教育推進事業	保育園・幼稚園や学校教育に関する専門的な指導・アドバイスを行う教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーの配置、特別な支援が必要な児童生徒・外国籍・不登校児童生徒の相談支援を行う支援員を配置し、全ての児童生徒が安心した生活を送れるようにします。	教育コーディネーター1名 教育・心理カウンセラー1名 外国籍児童(保護者)支援員2名等配置継続実施。 【子ども支援室】 【学校教育係】
子育て支援を考える会	町内の小中学校、幼稚園、保育園、児童館、主任児童委員等により町の子育てについて情報交換や話し合いをします。	町内における連携体制の確認と情報共有を図る。 【子育て支援センター】



【施策2 障がい等の早期発見と相談支援】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
乳幼児発達相談	発達相談員による発達・育児相談を行い、専門的な相談に応じるとともに育児不安の軽減を図ります。	発達相談員との個別面談により年6回実施。 【保健センター】
幼児発達フォロー教室	精神発達面に不安がある親子を対象として、集団生活や遊びの体験を通じて、親子関係を豊かにし幼児の精神発達等を促します。	H29年度より相談指導者に作業療法士が加わる。 【保健センター】
5歳児発達相談事業	・子どもたちがそれぞれの個性や特徴を大切にしながら、健やかに成長し、持っている力を十分発揮できるように、一人ひとりに応じた育ちを応援していく事業。	H24年度から実施。 町内在住全ての5歳児を対象に「すくすく相談」を実施。
6歳児発達フォロー事業	・一人ひとりの子どもの成長発達を支援し「5歳児すくすく相談」からスムーズな就学へとつなぐよう、6歳児を対象に「すくすくランド」を実施します。	発達段階に応じた活動を、園生活で取り入れ、行動の改善を促したり達成感や自信が持てるよう育ちを支援する。 【子育て支援センター】 【各保育園】
子育て支援センター分室	各保育園を子育て支援センター分室とし、発達相談員が巡回することにより発達・育児相談を行い、専門的な相談に応じるとともに育児不安の軽減を図ります。	定期的に各保育園において実施 【子育て支援センター】

【施策3 経済的負担の軽減】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
出産祝支給	坂城町に住所を有する者が出産した子どもに対し、祝金を支給します。	継続実施 【福祉健康課】
児童手当	次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、手当を支給します。	継続実施 【福祉健康課】
保育所保育料軽減	子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育所保育料を国の徴収基準額より低額に設定します。	H28年度より、第3子以降無償化を実施。 【子ども支援室】
子ども福祉医療	乳幼児に対し、疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。	H30. 8月診療分から、子ども(0歳～18歳到達の年度末)の医療費窓口自己負担額1レセプトあたり500円を実施。 【福祉健康課】
就学援助	学校教育法第19条に基づき、経済的理由により、義務教育である小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。	継続実施 【学校教育係】
奨学金	能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な学生又は生徒に返還義務のない奨学金を支給し有用な人材を育成します。	継続実施 【学校教育係】
障がい児福祉サービス	障がい児通所施設への通所給付費等を支給します。	継続実施 【福祉健康課】
母子家庭等入学卒業祝金支給	ひとり親家庭の子どもの小学校・中学校入学時及び中学校・高等学校卒業時に祝金を支給し、激励をします。	継続実施 【福祉健康課】
母子・父子家庭福祉医療	ひとり親家庭に対し、早期に適切な療養の促進と経済的負担の軽減を図るため、疾病の療養に要した医療費を助成します。	H30. 8月診療分から、ひとり親家庭の子ども(0歳～18歳到達の年度末)の医療費窓口負担額1レセプトあたり500円を実施。 【福祉健康課】
交通・災害遺児等激励金	交通事故等により保護者を亡くした子どもに対し、見舞金・福祉金を支給します。	継続実施 【福祉健康課】
勤労者住宅建設資金融資利子補給金交付	長野県労働金庫から融資を受け、自己または家族が居住する目的で、新築または増改築を行ったものに対して、利子補給金を交付します。(面積要件有)	継続実施 【商工農林課】

基本目標3

安心して子育てができる体制を整えます

《施策の方向性》

施策1 児童館の利用促進

18歳未満の子どもを対象に、来館する子どもに健全な遊びの場を提供します。また、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりとして、保護者の就労により留守家庭となる子どもに対し、放課後児童健全育成事業を実施します。町内3児童館において利用児童数に応じた適正な職員配置に努めます。

施策2 相談体制の充実と地域で支え合う体制づくり

核家族化の進行や、共働き家庭の増加、少子化による兄弟姉妹の減少など子ども同士や家庭同士の交流や関わりが減少する中、世代や分野を超えて繋がる「地域共存社会」の実現に向けて、地域の多様な主体が子どもの健やかな成長を支える体制づくりと子育て家庭が安心して生活できるよう環境整備を行い、地域と安全なまちづくりの取り組みを推進します。

施策3 子ども・青少年の育成

未来を担うすべての子ども・青少年が、社会との関りの中で健やかに成長するとともに、学校において子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育環境の充実と、様々な体験活動を通じて心豊かに育む機会や居場所の提供に努めます。

《SDGsと施策の関係性》



【施策1 児童館の利用促進】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
児童館運営事業	子ども等に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、健全育成を支援します。（南条児童館、坂城児童館、村上児童館）	令和元年度、3児童館遊戯室にエアコンを設置。各児童館において環境整備を行う。 【子ども支援室】
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等により昼間家庭にいない子どもを対象に、放課後児童館で適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を支援します。	対象を小学校6年生までに拡大し実施。 学校の長期休業に合わせ、行事を計画・実施する。 【子ども支援室】
児童館夏休み食育健康教室	児童館において、小学生を対象に料理教室を開催し、食育についての理解を深めます。	来館する子どもを対象に成長するための栄養バランスや野菜の必要摂取量など食育について学び、料理づくりを体験する。 【保健センター】
ボランティア活動推進事業 福祉教育推進事業	放課後児童クラブへのボランティア派遣を通じ、子どもが地域の伝承遊びや自然とふれあい、様々な人と関わることで健全育成を推進します。	社会福祉協議会が、坂城中学校・坂城高校・長野大学・上田女子短大に呼びかけ、ボランティアを募集し放課後児童クラブに派遣。 また、ボランティアやサークル等で活動されている方が来館しモノづくりの楽しさやグループ活動でのルールなどを学ぶ。 【社会福祉協議会】 【各児童館】
ワークライフバランス啓発推進事業	勤労者のワークライフバランスの実現を図るため、企業や関係団体と連携して、働き方改革などの啓発活動の推進をします。	継続実施 【商工農林課】

【施策2 相談体制の充実と地域で支え合う体制づくり】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより地域の子育て支援機能の充実に図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。 子育て講座等の開催やボランティアの養成などにより、地域における子育て支援の人材育成を図るとともに、子育て相談等へ対応の充実に図り、地域の子育て家庭に対し育児支援を推進します。	各種子育て講座を開催。家庭児童相談員・臨床心理士による相談対応と巡回相談を実施。 【子育て支援センター】
相談体制の強化	不登校をはじめ、問題を抱える子どもたちの支援のため、相談体制の充実に図ります。	H25年度から就学相談委員会(現在は教育支援委員会)を設置。相談支援体制の充実に図る。 【子ども支援室】 【学校教育係】
相談業務	援助を要する家庭への支援として、関係機関と連携し、情報交換をしながら総合的な支援を推進します。	継続実施 【福祉健康課】 【子ども支援室】
スクールカウンセラー事業	心に問題を抱える子ども、引きこもり傾向または不登校の子どもやその保護者を対象に相談を行い、心の健康を図ります。	継続（県事業） 【学校教育係】
地区育成会（事業）	夏祭りや地域伝統行事に参加する中で、異年齢の子どもたちがふれあい、思いやりの心などを学びます。	人との関わりを体験し社会性・協調性を育てる。 【生涯学習係】
体験活動の実施	地域・学校の連携による体験活動（職場体験学習を含む）を行い、豊かな心を育成します。	継続実施 【学校教育係】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
食事づくり体験 (農林業体験学習)	各小中学校において教育ファーム(食農教育)を推進。 地域の人(農林業者)を講師に、米、野菜、果樹、きのこ等を栽培し、収穫した食材を調理して味わうことにより、食や農業への理解を深める。	継続実施 【学校教育係】
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、仕事と子育てを両立させたいと考えている家庭のために開設した子育てを応援する事業。 「子育てを手伝ってもらいたい人」と「子育てを応援したい人」を結び、子育てが家庭の利便性を図ります。	利用の際には会員登録が必要。主な援助活動の内容は、保育園・幼稚園の開園時間までの預りや送迎、児童館へのお迎え等を行う。 【社会福祉協議会】
公園施設の改修及び整備事業	より安全に、また、安心して利用できるように公園内の故障・老朽化している部分及び施設(宿泊・附帯・修景・遊具等)の改修及び整備を行います。	都市公園長寿命化計画に基づき、公園の施設・設備の長寿命化を図る。 【建設課】
道路照明整備事業	明るい道路をつくる道路照明を整備します。	A01号線道路改良事業で道路照明を整備。 【建設課】
防犯灯整備事業	自治区の安全な生活環境の整備として、防犯灯の新設、修繕を行います。	新規設置、LED化について、順次実施を予定。 【住民環境課】
都市計画道路改修事業	都市活動の円滑化を図るため、都市計画決定されている都市計画道路の改築整備を推進します。	A01号線道路改良事業で整備継続 【建設課】
特定優良賃貸住宅	旭ヶ丘ハイツ12戸(うち4戸は単身者用)、中之条団地40戸(うち16戸は単身用)を整備	継続実施 【建設課】
町営住宅	旭ヶ丘団地11戸・横尾団地69戸、網掛団地12戸、戌久保団地29戸、上平団地30戸、計151戸を整備	継続実施 【建設課】
歩道整備事業	幅の広い歩道の整備を推進します。	A01号線道路改良事業で整備継続 【建設課】
交通の流れ円滑化事業	幹線道路における交通の流れの円滑化を推進します。	継続実施 【建設課】
バリアフリー化事業	段差解消等のバリアフリー化を推進します。	継続実施 【建設課】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
道路の構造改善 整備事業	犯罪に遭わないための道路構造の改善を推進します。	A01号線道路改良事業で道路照明を整備 【建設課】
園児の交通安全教室	春、秋の交通安全運動にあわせて年2回、保育園・幼稚園の交通安全教室を実施します。	継続実施 【住民環境課】
防犯パトロールの実施 有害環境一斉点検の実施	春・秋の地域安全運動期間中、青少年非行を未然に防止するため、町・学校・警察の共同による防犯パトロールを実施します。 また、青少年非行の未然防止のため、有害環境一斉点検を実施します。	継続実施 【住民環境課】 【学校教育係】 【生涯学習係】
有害環境対策事業	町内の書店やコンビニエンスストア等で、性暴力等に関する過激な情報をもつ雑誌やビデオ、コンピューターソフト等が販売されていることから、子どもに悪影響が懸念されているため、関係業界に対し自主的措置を働きかけます。	継続実施 【生涯学習係】

【施策3 子ども・青少年の育成】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
30人規模 学級編成	1学級35名を超える場合に対象、学級規模を小さくし、きめ細かな指導を行い、学習習慣の定着を図ります。	継続実施（県事業） 【学校教育係】
特色ある学校づくりの推進	地域の特性を生かした体験、学校生活から特色ある学校づくりを目指して、独自の活動を支援します。	継続実施 【学校教育係】
子どもの健康問題等関係者連絡会	学校保健関係者との情報交換・検討会、健康問題などの相談窓口の紹介や連絡調整を行います。	継続実施 【学校教育係】
ICT活用教育の推進	「個に応じた教育」及び協同して価値を生み出す教育実現のため、ICT教育を推進します。教育内容については、小学校及び中学校の教員で組織するICT活用教育委員会で協議します。タブレット増設などのICT環境整備も推進します。	継続実施 【学校教育係】
スポーツ少年団活動	子どもの心身の健康のためスポーツ少年団の支援をします。	9種目のスポーツ少年団が活動。スポーツを通じて仲間の大切さや精神面・肉体面を育てる。 【生涯学習係】
青少年を育む町民会議事業さかきふれあい大学事業	子育てをテーマにした講演会や青少年健全育成交流会や関係団体及び地区育成会との情報交換を行います。	継続実施 【生涯学習係】
小中学校での「食育」事業	毎月の献立表と各月の給食目標を掲載。小中学校への食材を紹介し、地域の食材を献立に利用します。栄養士、調理員が学校訪問を行います。また、保護者を対象とした給食の試食会を実施します。	継続実施 【食育・学校給食センター】

事業名	事業の概要・取り組み	実施状況【担当】
小中高生の国際交流事業	小学校の中国上海市との教育交流や、中学生のアメリカシリコンバレーへの海外派遣事業を実施し、豊かな国際感覚を養い、国際社会に生きる心豊かな人間の育成を図ります。 町の在住・在学する高校生がタイ国で海外研修することで、将来町を支えていく子どもたちに将来展望を考える機会とします。	令和元年度に上海の子どもたちをホームステイで受入れ、各小学校で交流を行う。 （令和2年度は3小学校の代表児童が上海を訪問予定） 【学校教育係】 【企画政策課】
交通安全指導	登下校時の子どもの安全を確保するため、小学校は原則登校班による登校とします。 交通安全教室の実施と交通安全指導地点を設けて現場指導を行います。	継続実施 【学校教育係】
生活習慣病予防健診結果相談会	小中学校で実施する生活習慣病予防健診の結果をもとに、希望により保健師または管理栄養士による個別相談会を実施します。小中学生及び保護者が健診結果と生活とのかかわりを理解し、自主的に生活改善に取り組むことにより、生活習慣病の発症を防ぎます。	H24年度より実施。 対象は小・中学生とし学校で行い、相談・指導は保健センターで実施。 【保健センター】

子育て家庭を中心とし、行政、関係機関、地域社会それぞれが役割を担いながら子育てを推進します。

本計画は、教育・福祉をはじめ、保健、医療、まちづくりなど広範囲にわたっていることから、関係する部局が連携し全庁的に施策を推進していきます。

本計画に基づく施策を着実に推進していくためには、町民と行政の協力体制が不可欠であり、家庭、地域、関係団体、企業等がそれぞれの立場で主体的な取り組みを進めていくことも必要です。

そのため、本計画の周知・啓発を積極的に進め、情報の共有化と連絡調整を図りながら、子育て支援について町ぐるみの協働体制を構築していきます。



令和元年度 計画策定委員名簿

(敬称略)

役 職	職 名	氏 名	備 考
会 長	民生児童委員協議会長	塚 田 明	
副会長	南条児童館長	島 田 秀 一	総括児童館長
委 員	長野大学社会福祉学部准教授	早 坂 淳	
委 員	主任児童委員	天 田 藤 雄	
委 員	主任児童委員	平 林 博 子	
委 員	坂城小学校長	角 田 玲 子	校長会代表
委 員	坂城幼稚園長	天 田 淑 江	
委 員	坂城町PTA連合会長	中 島 隆 文	
委 員	南条児童館保護者会長	丸 山 み お	
委 員	坂城児童館保護者会長	澤 村 志 伸	
委 員	村上児童館保護者会長	一 色 孝 子	
委 員	南条保育園保護者会長	橋 詰 美 鈴	
委 員	坂城保育園保護者会長	竹 内 みゆき	
委 員	村上保育園保護者会長	小 林 梨 紗	
委 員	保健センター所長	細 田 美 香	
委 員	学校教育係長	竹 中 譲	
委 員	南条保育園長	中 村 美智子	
委 員	坂城保育園長	春 日 順 子	総括保育園長
委 員	村上保育園長	町 田 さと子	
委 員	子育て支援センター所長	竹 内 琴 美	